

令和 7 年 第 10 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 7 年 9 月 17 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会
出席者 — （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、清瀬係長、
菊川係長、山口副主査

（大毛委員長）

ただいまより第 10 回選挙管理委員会を開会いたします。本日の案件は 3 つあります。案件 1 は、指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告を、案件 2 は、選挙人名簿の定時登録についての報告を、案件 3 はその他の案件となります。

それでは案件 1 の報告についてお願いしたいと思います。

（清瀬係長）

それでは、案件 1 の指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告をさせていただきます。

9 月 4 日、5 日に大阪市で指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議が開催されました。その中で、前回の委員会で説明させていただきました「令和 8 年度公職選挙法等改正に関する要望」について意見交換を行いました。意見交換の中のいろんな意見はまた後ほど報告をさせていただきます。

前回の委員会で、堺市としての令和 8 年度法改正要望については、令和 6 年度の要望内容全てを継続して要望していくということで報告させていただきました。お手元に参考として令和 6 年度の要望書を置かせていただいておりますが、もし何かご質問等がございましたら、お伺いします。

（裏山委員長代理）

衆議院小選挙区の区割りについて、堺市としては 3 つの選挙区を抱えています。例えば、市議会議員選挙は各区単位で市議会議員を決定し、市長選挙は堺市全体で決定します。参院選の選挙区については大阪府全体になりますので、堺市全体としての意思表示を各区の投票所で投票ができます。

衆議院小選挙区の場合は、市が 2 つ 3 つ重なっているところがあります。美原区は大阪府第 15 区なので、松原市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市等も入っています。これは元々、堺市が合併する前の関係性において、それぞれの区割りがあったのだと思います。ところが、小選挙区制ということになったときに、そのまま一票の格差の関係で、そのようになっていると。あと残りの堺市で、3 区ずつ大阪府第 16 区・17 区になっています。

先ほど言ったように、地方自治の一体性というのが、衆議院以外のところについては投票ということに関して図られています、大阪府第15区の美原区だけが堺市に大きく関わる候補者に投票できないというのはどうなのかと思います。

直接、市に関わるような、民主主義の根本であるということがよく言われていますけれども、投票というところは関わりますが、なんとかできないのかなと思います。

国としては、そのような細かい話ではなく、全体として見ているという話だったと思いますが、これは要望として申し上げることはできないのですか。

(新家事務局次長)

まず、一票の格差というのがあります。また、衆院選は国政選挙のため、国会議員を選びます。

国会議員というのは基本的に、国の全体を見て、方向性を決めていただくというのが本来の役割なので、日本全体で衆議院議員を選ぶという考え方になっています。

今回要望している分割市・分割区の解消は、札幌と福岡の、同じ行政区でありながら別の候補者を選ぶ、1つの行政区の中で選挙区が2つに割けられてしまうのは、選挙事務の効率化などの観点から問題が多いので解消してくださいというのが、今回の要望事項となります。

(裏山委員長代理)

それ自体が何に基づいているかという話ですよ。要は1つの区なのに、区の中で半分に分けているということですよ。

(新家事務局次長)

政令市の場合、1つの行政区で、投票も開票も全部完結する必要があります。それをあえて1つの行政区を2つに分割して、事務効率が悪いようにしているというのが、分割区の話です。

(裏山委員長代理)

事務効率の問題が大きいと言う要望ということですね。ただ、選挙の事務を進めるにあたって、選挙の趣旨や意義を損なうところがあるのではないかという話と、一票の格差と、行政区で割ることがどうなのかということの、何を比較して、どこに主眼があるのかというところが引っかかる部分があります。

(新家事務局次長)

このような要望事項を毎回のようにあげているのですが、国がどう考えるかになります。

(裏山委員長代理)

各都道府県を見ても、もっといろんな類似したことがどうしてもあるかもしれないですが、そこまでというところが、1票の格差の問題で見ると人数という数の話になってしまうだけで、自治体の一体性みたいなものが薄くなってしまうというのが、いいのかどうかというところも含めて言ってもらえるとありがたいなと思います。

(新家事務局次長)

分かりました。ご意見伺いましたので、次回のブロック会議で堺市の意見として言わせていただきます。ただ、他の市もいらっしゃるので、まずは意見として出させていただきます。

(裏山委員長代理)

はい。時代変わっていくと、またいろんなことが出てくると思います。そういうこともあるので、考えてほしいなと思います。

(大毛委員長)

ご苦勞が多いと思いますけども、どうぞよろしくお願いします。
他にご質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

では、続けてください。

(清瀬係長)

それでは、会議の報告を続けさせていただきます。

今回、9月4日、5日の会議におきまして、ほとんどの政令市では、令和6年度の要望項目は引き続き要望していくという意見が多かったです。ただ、その中でも一部、要望項目について大枠の内容を変えるというわけではなく、少し内容の書き方や理由の記載の追記といった修正をしてはどうか、という意見がいくつか出ておりました。また、全部で15件ありました、新規の要望をあげてみてはどうか、という提案もありました。

それぞれにつきましては、堺市としての意見を10月に開催されるブロック会議にて報告する必要がありますので、まずは、修正案件、新規案件につきまして、事務局としての考えをお伝えさせていただきますので、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

資料1ページから3ページまでに記載の要望項目は、政令市全市において、令和6年度

の要望内容を継続して要望するものをまとめたものになります。

それでは、継続して要望していきますが、内容や理由の記載の方法について修正してはどうかという意見が出た案件につきまして説明を続けさせていただきます。

(菊川係長)

それでは、4 ページをご覧ください。

こちらに記載の要望項目は、要望は継続して行いますが、複数の市から内容や理由記載に修正を加える旨の提案があったものです。

こちらは、10 月のブロック会議にて修正するか否かなどを、各市で意見を出し合い、検討します。

堺市としての意見を決定する必要がありますので、全部で6件ありますが、それぞれについて、修正内容を説明します。そのあとにご意見などございましたら、伺います。

7 ページから 14 ページまでの、連番 1「執行経費の基準改正（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律関係）」についてです。

こちらは、「国会議員の選挙等の執行経費の算出基準その他を選挙の執行に係る実情に即するよう、改められたい。」というものですが、理由の部分において、「投票管理者や投票立会人等の費用弁償額は、その職責に見合うものとなっておらず、早急に引上げをする必要がある。」と記載がありますが、令和 7 年の法改正により、投票管理者等の費用弁償額が引き上げられたため、理由部分の修正提案があったものです。要望自体「削除」でよいのではないかという意見も出ましたが、依然としてその職責に見合った金額とはなっていないため、引き続き、実情に即するように改正するよう、要望理由の記載を修正して継続したほうが良いという意見が多く出ました。

堺市としても修正内容に賛成と考えております。

続いて、15 ページをご覧ください。連番 3「インターネット投票の導入（公職選挙法関係）」についてです。

こちらについては、相模原市から要望内容と理由の修正提案がありました。

「当日投票所及び期日前投票所等について、インターネットによる投票も可能となるよう、議論を進められたい。」という要望ですが、インターネット投票や国政選挙における電子投票の「早期実現を要望する」といった一歩進んだ内容にする修正提案になっています。

インターネット投票の導入について、理由部分にも記載のとおり、メリット・デメリット双方があることから、安全で確実な制度設計となるよう、まずは慎重に議論を進めていただくことが第一目的と考えます。

また、他市からは電子投票はあくまでインターネット投票が実現する前段の制度であると考えため、それぞれ分けて議論するべきではないか、という意見が出ていました。

よって、堺市としては、当該修正には反対と考えております。修正なしで継続ということです。

続いて、16 ページをご覧ください。連番 4「障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正」についてです。

こちらについては、川崎市から要望内容と理由の修正提案がありました。

「障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使について、郵便等による不在者投票の適用対象者の範囲の拡大を図るといった法令等の改正を検討されたい。」という要望ですが、内容部分に「要介護 5 状態にある 40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者で医療保険未加入の者についても郵便等投票の対象となるよう、改められたい。」と追記する修正提案となっています。

追記部分については、「(1) 郵便等による不在者投票について、適用対象者の範囲の拡大を図るとともに」の部分に含まれると考えますので、堺市としては、理由部分に事例として記載することは賛成ですが、要望内容への追記は不要と考えます。

続いて、17 ページをご覧ください。連番 12「介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者の郵便等投票証明書の交付申請における添付書類の要件緩和（総務省関係）」についてです。

こちらについては、相模原市から A 要望への変更提案がありました。

郵便等投票証明書の交付を申請する際に、介護保険法に規定されている被保険者証が必要となりますが、被保険者証の有効期間は半年から 2 年であり、頻繁に被保険者証の更新手続きが行われ、被保険者証が更新手続きのため、選挙直前に郵便等投票証明書の交付申請ができないケースが生じています。これは、本来、当該制度を利用して投票が可能だった選挙人の選挙権の行使を奪うこととなるため、B 要望から A 要望に変更してはどうかという提案です。

堺市としても A 要望への変更に賛成と考えております。

続いて、18 ページをご覧ください。連番 19「ポスター掲示場設置基準の緩和（総務省）」についてです。

こちらについては、札幌市から要望理由の修正提案がありました。

「ポスター掲示場設置箇所数に関する基準を現行よりも緩和するよう、改められたい。」という要望です。ポスター掲示場の設置基準は、投票区の面積と選挙人名簿登録者数を指標として、設置数が決定されますが、札幌市の要望としては、「そもそも、同じ面積にも関わらず、選挙人名簿登録者数の違いにより設置数を変えることは合理性を欠く」ということを理由部分に記載したいというものです。

他市からは都市部にタワーマンションができると設置箇所数が増えるため、設置場所の確保に苦慮するといった意見が出ていました。

確かに、こういった経緯でこのような設置基準になったかもわからないため、改めて総務省に検討を促すという観点からも、堺市としても修正内容に賛成と考えております。

続いて、19 ページと 20 ページをご覧ください。連番 22「選挙公報の掲載申請期間の短縮（総務省関係）」についてです。

こちらについては、相模原市と名古屋市から A 要望への変更提案がありました。

「参議院議員及び都道府県知事の選挙における選挙公報の掲載申請期間を『当該選挙の期日の公示又は告示のあった日』に改められたい。」という要望ですが、期日前投票の利用が増え、選挙人より選挙公報の早期配布が求められていること、また、候補者が提出する書類であるため各党での議論を促す必要があることから、B 要望から A 要望に変更してはどうかという提案です。

堺市としても A 要望への変更賛成と考えております。

ここまでの 6 件について、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

(裏山委員長代理)

16 ページ、連番 4「障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正」については、堺市として、内容の(1)の郵便等による不在者投票について、適用対象者の範囲の拡大を図るといったところに、川崎市の理由のところ已全部含まれているとのことで、これは追記の必要はないということですね。

(菊川係長)

はい。追記は必要がないということです。

(裏山委員長代理)

それは、そう解釈できるのですか。そこが分からないです。どうしてかと言うと、その内容の(1)「適用対象者の範囲の拡大を図るとともに点字投票が可能となるよう、改められたい。」と。その点字投票についての具体的な内容が続いているところについて、範囲の拡大の中に、先ほど言った生活保護受給者と医療保険未加入の者についても被保険者が交付されないために云々という、この部分が全部含まれるということですよね。だから追記する必要はないとのことですが、この点字投票が可能になるというところまで続けて書いているのであれば、そういったところも具体的な記載が必要かなと思うのですが、その点はどうか。他の解釈がいろいろできるのではないかと思います。

追記以外の話が範囲の拡大という中に全部入ってしまうということで、そういう意見があれば、それも範囲の拡大の中に入るため問題ないのではないか、という話になるのかなと思います。何の基準かというのが分からなくなるのではないかなと。だから川崎市の話も分かるのですが、そのあたりはどうですか。

(清瀬係長)

理由の部分にも同じことが追記されているので、理由の部分にいろんな具体例を書いていくものなのかなと思っております。でないと内容の部分がどんどん膨れ上がっていつてしまうかなと思ったので、具体的なこういうものもあるので、ぜひ考えていただきたいとい

うのは、理由の部分で肉付けをしていけばいいのかなと考えていました。

理由の部分にも書いているので内容が被ったり、これから増やしていくとなると、どんどん膨れ上がっていくなと思ったので、内容部分はあくまでも大きく、適用範囲を広げてくださいと、理由の部分には、こういう事例もありますという形でいいのかなと思ったので、内容自体、反対というわけではなくて、書き方の話だけかなというふうに思いました。

ただ、内容の方にも書いている方が分かりやすいのではないかというご意見をいただきましたので、川崎市の分は、要望内容への追記は不要と考えていましたが、川崎市のこの案で堺市も賛成と報告させていただこうと思います。また他市さんの意見も出てくると思うので、聞いてこようと思います。

(裏山委員長代理)

内容とこの理由というのは、どちらを要望としては重視しているのかという話がありますか。

(清瀬係長)

要望数も増えてきている中で、いかに分かりやすく伝えていくかということを考えると、件名と内容というのは分かりやすく、理由でしっかり肉付けというのがいいのかなと個人的には思っています。

(裏山委員長代理)

内容の(2)は、これを追記する必要はなく、理由はそのまま残すということですね。

(清瀬係長)

はい。そうです。

(裏山委員長代理)

理由の下線の部分を残すということは、それはこの内容のどこに入るのかとなると、(1)の範囲の拡大というところに入るのですか。

(清瀬係長)

はい。そう考えております。

(裏山委員長代理)

だから内容の(2)はいらないのではないかということですね。

(清瀬係長)

はい。

川崎市もこの部分をはっきり言いたいというのがあるのかなと思ひまして、ぜひ追記させてほしいという形ではあったと思います。

(裏山委員長代理)

川崎市が内容も同じような文言だけれども追記したいという、強い気持ちの理由を考えた方がよいと思います。単に要望書の形として重複しているという意味ではなく、その部分だけはっきりして、市として決めたらよいのではないですか。

(清瀬係長)

はい。ありがとうございます。

(大毛委員長)

他に質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

では、続けてください。

(清瀬係長)

修正案件についての説明は以上となります。

続いて、新規案件の説明をさせていただきます。

5 ページ、6 ページにございますのが、新規案件の一覧となっております。こちらにつきましては、次のブロック会議で全案件を要望としてあげていく賛成かあげる必要がない反対かの意見交換を行います。意見交換に先立ちまして、堺市としての意見をまとめていく必要がございます。

全部で新規案件が 15 件ございます。

5 件ずつ説明させていただいて、ご意見をいただくという形をとらせていただきます。

それでは、21 ページをご覧ください。21 ページの項目 1 と 22 ページの項目 2 は要望内容が一緒の案件となっております。期日前投票における宣誓書の廃止というものになります。

こちらにつきましては、札幌市とさいたま市からの提案で、期日前投票において宣誓書の記載・提出を要しないよう改められたいというものです。

期日前投票は、市民の意識としては、当日投票と同じぐらい「一般的な投票スタイル」と

なっていると考えられます。よって、宣誓を不要とすれば、市民の記載の負担を減らすことができるほか、期日前投票所で宣誓書を書くことが少しお時間をいただく関係で、期日前投票所の混雑の一因ともなっておりますので、それを解消することもでき、一層投票しやすい環境づくりに繋がると考えられることから、改正を求めるものです。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。

23 ページをご覧ください。項目 3「選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票しようとする者の投票用紙及び投票用封筒の請求期限の規定について」です。

こちらについては、さいたま市からの提案で、出張などで選挙人名簿登録地とは違う地域に滞在している者が、不在者投票の請求をする際、請求期限を設けるよう改められたいというものです。

現在は提出期限が具体的に設けられていないことから、投票日前日まで請求ができ、投票用紙等の郵送や、投票済投票の返送を踏まえると、期間的に対応が不可能な状況にあります。

そのことから、現実的に対応可能な請求期限を公職選挙法施行令で規定する必要があると考えられることから、改正を求めるものです。

また、いつの時点で請求期限を設定するのかと考えた際、現状の郵便等による不在者投票の請求期限である 4 日前と合わせるのが合理的であるといった意見も出ていました。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。続いて、24 ページをご覧ください。項目 4「選挙公報読み上げ対応テキストデータの提出の規定について」です。

こちらについては、さいたま市からの提案で、選挙公報の読み上げについて、選挙公報の原稿を提出した者は選挙公報読み上げ対応テキストデータも提出しなければならないよう、規定されたいというものです。

目が不自由な方などにお渡しする、選挙公報の音声版の作成については、NPO 法人や社会福祉法人に依頼し、作成をしています。近年、人材不足等で各種団体に依頼することが困難になっており、特に市議会議員選挙は、候補者数が多いことから、NPO 法人等からも対応が難しいといわれることが増えてきているということです。選挙公報の読み上げ原稿につきましては、読み上げ順を候補者に市選管の方で確認の上、NPO 法人等に作成していただいておりますが、候補者の意に沿ってない読み方や読み順になってしまうことが他市で起こっているようでして、こういった点を解消するためにも、選挙公報読み上げ対応テキストデータを候補者から提出してもらうほうがよいのでは、という要望です。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。続いて、25 ページをご覧ください。項目 5「行政区単位での記号式投票の導入について」です。

こちらは横浜市からの提案で、記号式投票について、指定都市の議会議員選挙について一部の行政区のみでも採用することが可能となるよう、明文化されたいというものです。記号式投票は、投票方法が簡単になるなどメリットも多いですが、議会議員選挙については全選

挙区で実施することが必要とされており、候補者が多い場合は投票用紙に書ききれないため、導入が困難となっています。そこで、候補者数が少ない選挙区においては対応が可能であるため、一部の選挙区、行政区のみでも導入できる制度となるよう要望するものです。

記号式投票についてはメリットが多いのは事実ですが、投票用紙の発注にあたり、堺市では全区分をまとめて入札にて発注しており、記号式投票が一部の区でのみ可となった場合、投票用紙の様式を区別に変えるなど事務が非常に煩雑となり、また、選挙区ごとに取り扱いを変えると、市民の方を混乱させる要因にもなるのではないかと考えております。

よって、堺市としては、新規要望として反対と考えております。

ここまでの5件について、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

(裏山委員長代理)

23 ページ、これについては賛成ということですね。請求期限を4日前にするということをも明文化してほしいということですか。

(清瀬係長)

4日前という日付は明確に要望にはあがっていないですが、期限を切ってはどうかという要望になります。

(裏山委員長代理)

請求した関係書類が届いて、その不在者投票する人が出るのが間に合うかどうかという話ですね。今は投票日まで請求しても構いませんとなっているということは全然間に合いませんよね。期限を何日前にするかというのは協議できますか。

(清瀬係長)

まだ具体的にいつにしてということではなくて、不在者投票のやり取りは選管から選管に送る時は全て速達ですので、基本は1日くらいで届くようになっています。

ただ、滞在先の選管に投票に行く方の期限というのを切らないといけないので、4日前がいいのか3日前がいいのかというのは検討が必要かなと思います。早く切るのもよくないですし、遅すぎても到着しなくて間に合わないということになってしまいます。

(裏山委員長代理)

全国に通用する話になるわけですね。東京、大阪みたいな大都市のところと、東北や北海道みたいなところでは郵便事情も違うのかなと思います。投票日まで請求しても構いませんよというのは実情に合っていないので、要望を出すのはよく分かりますが、期限をいつにするのかというのは、よく考えた方がいいですね。

(大毛委員長)

他にご質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

では、続けてください。

(清瀬係長)

それでは、26 ページをご覧ください。項目 6「投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて」です。

こちらについては、横浜市からの提案で、投票所の開閉時間について、平成 10 年の改正前の「午前 7 時に開き、午後 6 時に閉じる」に改められたい。もしくは、現行法上要求されている「特別の事情」について、都市部においても適用可能なよう緩和を図られたいというものです。

投票日当日の投票所については、7 時から 20 時まで、そして前後の準備時間含め、従事者にとって肉体的にも精神的にも負荷がかかっており、投票所の従事に携わっている自治会の皆さまなどからも投票時間の短縮を求める声が上がっているとのことです。

期日前投票を利用する方も多くなっており、また、投票所の閉鎖時間が繰り上がれば、開票開始時間も早くなり、選挙結果をより早く選挙人にお伝えすることもできることから、要望するものです。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。

続いて、27 ページをご覧ください。項目 7「選挙人の本人確認書類の位置づけの明確化について」です。

こちらについては、横浜市からの提案で、公職選挙法第 44 条では、「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」とあるだけで、本人確認書類の要否については触れていません。最近では、本人確認書類の提示が必要という声が上がっている中で、実際運用していくうえでは、課題も多いため、本人確認書類の位置づけの明確化を図られたいというものです。

現在、総務省では、投票所における本人確認について、明確な指示は行っておらず、自治体によって対応が異なっており、現場でも大変苦慮しているところです。投票所入場整理券を持参していれば、本人確認書類は不要であるという見解ですが、選挙人からそれでは不十分との声もあります。また、堺市では、横浜市と同様、投票所入場整理券を持参しなかった選挙人に対しては、本人確認書類の提示は求めず、氏名や生年月日等を聞き取り、本人確認を行っています。本人確認書類の提示を求めないことに対して、なりすまし投票に関する

問合せも増えている状況です。

本人確認が必要だというのは十分理解できますが、他に、本人確認書類が「必要」となった場合、現実に本人確認書類がそもそもない選挙人もおり、投票できなくなってしまうため、あくまで選挙人を特定するための補助的な位置づけと明確化すべきといった意見も出ていました。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。

続いて、28 ページをご覧ください。項目 8「国政選挙における比例代表選出議員の選挙での政党名の同一略称の取り扱い」です。

こちらについては、相模原市からの提案で、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙において、政党名の同一略称を禁じられたいというものです。

同一略称が存在することにより、選挙人が誤認して投票するケースが考えられ、また、按分されることを知らずに投票する場合もあり、選挙人の意思が正しく反映されず、公正な選挙が損なわれている可能性があります。国政選挙のたびに問合せも多数あり、同一名称だとわかりにくいなど、さまざまなご意見をいただいております。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。

続いて、29 ページをご覧ください。項目 9「演説会等における品位保持規定の新設」についてです。

こちらについては、京都市からの提案で、選挙運動用ポスターや政見放送と同様に、選挙運動のための連呼行為、個人演説会等及び街頭演説、並びに選挙における政治活動のための政談演説会、街頭政談演説及び連呼行為においても品位保持規定を設けるよう、改められたいというものです。

令和 6 年 7 月の東京都知事選挙で生じた問題に対応するため、選挙運動用ポスターに、候補者に対して品位を損なうような記載をしないよう自覚を促すことを目的とした品位保持規定が設けられましたが、街頭演説などでも過度な表現や他者への誹謗中傷が見られることから、これらにも品位保持規定を設けることで、候補者の自覚を促す必要があるのではないかというものです。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。

続いて、30 ページをご覧ください。項目 10「各種選挙の公示日又は告示日の前倒し」についてです。

こちらについては、大阪市からの提案で、各種選挙の公示日又は告示日及び候補者の届出日のみを 7 日前倒しして、選挙運動は告示日の 7 日後から、期日前投票は告示日の 8 日後から開始するとともに、政党等の政治活動については、選挙運動を開始する日の前日まで可能とするよう改められたいというものです。

「7 日後」としているのは、これまでと曜日が変わらない方が混乱が少ないと考えられるため、選挙運動が可能な日を告示日の 7 日後と設定したと大阪市の方がおっしゃっていま

した。

現在、公告示日の次の日から期日前投票が始まりますので、選挙公報などの候補者情報の提供が期日前投票に間に合わないといった問題があります。

これは選挙公報自体の原稿の提出が告示日、候補者の届出の日になりますので、そこから選挙公報の作成というのを始めますので、どうしても期日前投票に早めに行かれる方にお届けが間に合わないといった問題が全国的に起こっております。

期日前投票の利用が増えていることから、選挙人から選挙公報等の候補者情報を期日前投票に間に合うよう提供することが求められているため、期日前投票は告示日の 8 日後から開始といったことを要望するものですが、令和 6 年度から引き続き要望している A 要望の「選挙公報の配布義務の緩和」（選挙公報の配布義務の規定を、補完措置を講ずることにより、努力規定に改められたい。あわせて、有権者への配布物に選挙公報を掲載したホームページの二次元コードを表示することを、選挙公報の配布方法のひとつとして認められたい。）の要望が実現すれば、告示日の次の日には選挙公報を HP にて掲載し、候補者情報を提供することが可能となります。

こちらの大阪市の要望を実現させるのか令和 6 年度から要望している A 要望の「選挙公報の配布義務の緩和」を実現させるのか、どちらかにするべきではないかと考えております。

堺市としては、まずは、A 要望の「選挙公報の配布義務の緩和」を実現させることを優先させるべきではと考えますので、当該新規要望は反対と考えております。

ここまでの 5 件について、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

（大毛委員長）

質問はございませんか。

（委員）

なし。

（大毛委員長）

では、続けてください。

（清瀬係長）

それでは、残りの 5 件について説明させていただきます。

31 ページをご覧ください。項目 11「複数選挙時の期日前投票開始日の変更」です。

こちらについては、大阪市からの提案で、堺市の場合ですと、知事選挙・府議選挙・市議選挙が同日に行われる統一地方選挙のように、複数の選挙が同日にある場合の期日前投票開始日について、選挙期日の告示があった日の翌日のうち最も遅い日に統一することを可能とするよう、改められたいというものです。

期日前投票開始日が選挙ごとに異なる場合、そのことを周知していても、選挙人にとっては分かりにくいものとなっています。また、全ての選挙が投票できる日より以前の期間については、投票者数もかなり少ない状況となっています。

ただ、「選挙期日の告示があった日の翌日のうち最も遅い日に統一することを可能とする」という改正だと、統一するか否かを選管委員会で決定する必要があること、また、そうになると、各市町村で取り扱いが変わってくるなど、逆に混乱を招く恐れがあると考えます。

堺市としては、当該新規要望は反対と考えております。

続いて、32 ページをご覧ください。項目 12「投票立会人の定足数の変更」です。

こちらについては、大阪市からの提案で、投票立会人の最低人数を 2 人から 1 人に減じるよう、改められたい。また、撮影機器による遠隔地からの投票立会と、一人の投票立会人による複数投票所の立会を認めるよう、改められたい、というものです。

投票立会人を 2 人確保することについて、成り手が不足しているなど困難な状況が生じているため、1 名に減じることを要望するものです。また、1 名に減じるのが難しいのであれば、リモートによる投票立会（オンライン立会）について、現状認められているものの、さらなる制約の解除（例えば、1 人で複数箇所のオンライン立会を可能にするなど）を要望するといったものです。

堺市としても、投票立会人を 2 名確保することは、非常に困難を極めており、自治会のみなさまの負担にもなっています。

ただ、投票立会人は、投票事務の執行を第三者的立場から監視する役割も担うことから、1 名になると、当該立会人が休憩中などは立会人が不在となってしまう、監視の役割が機能しなくなるといったことも生じます。また、オンライン立会についても、投票所全体を見渡すことが画面上で可能なのか、画質が荒く、画面上で確認しづらいということも出てくるのではないかと、また、複数箇所を 1 人で監視することについて、監視していることの確認をどのように担保するのか、など、制度設計にあたっては慎重に検討が必要かと考えます。

他に、投票立会人が 1 人となると所属会派の偏りが懸念され、公平性の観点からも現行制度である最低 2 人を確保することが必要なのではないかとといった意見も出ていました。

堺市としては、当該新規要望は反対と考えております。

続いて、33 ページをご覧ください。項目 13「記号式投票及び電子投票の国政選挙への導入」です。

こちらについては、大阪市からの提案で、記号式投票及び電子投票は、地方選挙に限定して導入が認められていますが、国政選挙についても導入されたいというものです。

記号式投票及び電子投票は、いずれも選挙人にとって候補者の氏名を記入することなく投票ができることから、容易に意思表示できる手法ですが、選挙の種別による投票方法の相違が選挙人に混乱を招く懸念があることから、電子投票については、それに加えて導入の契機となる国の費用負担のある国政選挙で認められていないことが導入の妨げになっています。

今後、記号式投票などを導入していくのであれば、地方選挙に限らず、国政選挙も含め、全選挙での導入していくべきではと考えます。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。

34 ページ、項目 14「選挙運動に関する各種ルールの簡素化・明確化」です。

こちらについては、大阪市からの提案で、選挙運動について、候補者はもとより有権者にもわかりやすいものとなるよう、簡素化・明確化・合理化・効率化の観点からルールの見直しを求めるものです。

選挙運動については、選挙の種別により内容が異なるなど非常に複雑で、選挙の都度、関連した問い合わせや苦情が、候補者や市民から選挙管理委員会に多く寄せられ、その対応に苦慮しています。

また、公職選挙法の広範囲にわたり様々な規定がされていることから、正確に規定を読み込むことが困難となっています。

公平に選挙運動ができるようにすることは非常に大切なことですが、そのために制度が複雑になりすぎると、本末転倒ではないかと考えます。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。

35 ページ、項目 15「『他の候補者の当選を図るために選挙運動を行う者でない旨』の宣誓書の提出の義務化」です。

こちらについては、神戸市からの提案で、自らの当選を目的とせず、他の候補者の当選を図るために選挙運動を行う者が候補者となることのないよう、立候補届出の際に、「他の候補者の当選を図るために選挙運動を行う者でない旨」の宣誓書の提出を義務化されたいというものです。

令和 6 年に執行された兵庫県知事選挙の際、自らの当選を目的とせず、他の候補者の当選を図るために選挙運動を行うことを事前に明言した者が候補者となり、他の候補者に有利になるような選挙運動を展開した結果、選挙の公平・公正や選挙制度に対する有権者の信頼が大きく揺らぎました。今後、こうした選挙運動を抑止するための一つ的手段として、立候補届出の際に、「他の候補者の当選を図るために選挙運動を行う者でない旨」の宣誓書の提出を義務化する必要があると考えるといったものです。

他の候補者の当選を図るために選挙運動を行うことを防ぐ手段として、罰則を設けるなど、他にも考えられる手段があるとは思いますが、宣誓書の提出でも、多少なりとも抑止効果となるのではと考えております。

堺市としては、要望理由に賛同できるため、新規要望として賛成と考えております。

以上の 5 件について、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

(池西委員)

項目 15 の宣誓書の件で、選挙は自分が当選するために立候補するというのが本来の目的だと思います。それが、他人を当選させるために立候補するというのは、法の趣旨に反する

ということではないかと思います。だから、宣誓書の提出というよりは、法律で規制すべき問題ではないですか。予想してないような事態が起こることがあるというのは分かりますが、本末転倒のような感じがします。

(西委員)

例えば、統一地方選挙のときに、自分も立候補している府議会議員が、市議会議員に立候補している人の応援に行って、「この人もよろしく」という場合はどうですか。

(新家事務局次長)

それは問題ないです。

(大毛委員長)

同じ選挙に立候補して、全く同じ条件で他の候補者を応援するという点についての問題が出ているのであって、同じ政党の人が違う都道府県から来て応援するのは差し支えないです。その人は立候補していないですから。ただ、同じ選挙に出ていて、他の候補者を応援するというのは、今まで法的にもそういう決まりがなかったので、なかなか取り締まることができませんでした。

今、言われたように、法で取り締まることができればよいですが、国で法律を定めてもらうという取組のために、法改正要望をあげているのですね。

同一選挙で他の候補者を応援するというのは絶対不可能だと我々は思っておりましたけれども、それが覆されましたよね。

(裏山委員長代理)

自らの当選を目的とせず、というところも宣誓書に含めるべきではないですか。他の候補者の当選を図るために選挙運動を行う者でない宣誓書を出してくださいということですが、もう一つ前に、自らの当選を目的とせず、それと、他の候補者の当選を図るために選挙運動を行う者でないと。この2つの条件が絶対必要ですよと。

(新家事務局次長)

その通りだと思います。

(裏山委員長代理)

例えば自分も当選したいが、この人も当選させてあげたいというのは問題ないですよ。自分は当選しなくてもいいけど、この人は当選させてあげたいというのはだめですよ。文言の抜け道をなくすために、きちんと言った方がよいと思います。

あと1点、項目13にある記号式投票っていうのは具体的にはどういうことですか。

(新家事務局次長)

候補者が立候補された後、番号をつけて、投票するときにその番号を選択して投票することです。書くのではなく、押したり印をつけたりすることによって、当落を決めるという方法です。

(菊川係長)

最高裁判所裁判官国民審査の投票が記号式投票です。候補者の名前が書いてあり、それに丸をつけて投票するものです。

立候補してからでないと用紙が作れないので、期日前投票では使用せず、当日投票でのみ使用します。

(新家事務局次長)

電子投票の国政選挙への導入については、今は地方選挙についてのみ、地方の条例等で定めれば導入できる形になっており、四条畷市が実施しましたが、機器の導入に4,000万円必要だったようです。仮に4年後使うとしても機器が古くなっていきます。それを更新していく費用とメンテナンスの費用もいると。それを国政選挙でも導入できるようにしていただけたら、そのメンテナンス費用を国にも負担してもらえるとということです。

(大毛委員長)

記号式投票は、楽になりますよね。ただ、期日前投票に使えないなど、複雑になってしまいます。また、電子投票は、お金がかかるので導入は十分に慎重にしないといけないですね。

(西委員)

記号式投票は、書く人も楽ですよ。候補者の氏名をフルネームで書かなくてよくなるので。

(大毛委員長)

電子投票なら、電子で集計できるので楽ですよ。投票時間終了後すぐに集計が出るというのがあります。

(池西委員)

国がどれだけ本気になるかということでしょうね。

(大毛委員長)

他に質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件 1 の報告については、了といたします。

次に、案件 2 の報告をお願いします。

(菊川係長)

それでは、案件 2 について報告させていただきます。

令和 7 年 9 月 1 日基準日における「選挙人名簿の定時登録」の件でございます。

37 ページをご覧ください。

1 の右欄囲みにありますように、今回の登録者数は 5,788 人で、内訳としてその下の囲みの 18 歳到達者が 838 人、更にその下の囲みの転入者が 4,950 人でございます。

結果として 2 の登録者の総数は、676,855 人でございます。

38 ページですが、上の表は、各区の選挙人名簿登録者数を示しています。

その表の左下太枠部分の 679,428 人が令和 7 年 7 月 2 日の登録者総数で、右端太枠部分が先ほど申しました 9 月 1 日基準日の差引登録者総数 676,855 人ですので、今回 2573 人、減少しています。

下の表は、各区の在外選挙人名簿の登録者数でございます。

左下太枠部分の 386 人が令和 7 年 7 月 2 日の登録者総数で、右端太枠部分が 9 月 1 日基準日の差引登録者総数 387 人ですので、今回 1 人増加しています。

39 ページから 42 ページに、「区ごと・投票区別の一覧表」を掲載しています。

続きまして、43 ページですが、この表は、「各区投票区の状況」を登録者の規模別に分類したものでございます。表の下に記載している最小 765 人とあるのは美原区第 16 投票区府営美原南余部住宅集会所で、最多の 12,313 人とあるのは中区第 8 投票区東百舌鳥小学校でございます。

44 ページでございますが、9 月 1 日基準日の登録者総数に基づく、告示でございます。

条例制定改廃直接請求の必要数を示す 50 分の 1 の数は、13,538 人でございます。

次に市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求の必要数を示す 6 分の 1 の数は、112,810 人でございます。

最終行の議会解散・市長等役員の解職に係る請求の必要数ですが、179,476 人でございます。

最後に、45 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の 3 分の 1 の数を示しています。

以上でございます。

(大毛委員長)

案件 1 の報告について、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件 2 の報告については、了といたします。

案件 3、その他案件はありますか。

(新家事務局次長)

ございません。

(大毛委員長)

それでは、これをもちまして、第 10 回選挙管理委員会を閉会いたします。